

令和3年第4回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年4月23日（金）

江東区教育委員会

令和3年第4回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年4月23日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年4月23日（金）午前10時55分
- 3 開会場所 江東区役所（71・72会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長
- 6 議題
日程第1 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる
場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
 - （2）令和3年4月7日現在の児童・生徒数について
 - （3）令和3年度新1・7年生の学校選択結果について
 - （4）令和3年度教員の異動状況について
 - （5）令和3年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について
 - （6）令和2年度江東区中学校及び義務教育学校卒業生進路状況について
 - （7）「江東区SNS教育相談2020」の実施結果について
 - （8）令和2年度就学相談の状況について
 - （9）（仮称）江東区こどもプラザ、（仮称）江東区住吉子ども家庭支援センター及び（仮称）こどもプラザ図書館の指定管理者の選定手続きについて
- 8 協議事項
 - （1）江東区立学校感染症予防ガイドラインについて
- 9 審議概要
本多教育長 ただいまより令和3年第4回江東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名議員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお

願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第１ 議案第７号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第７号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和３年４月２３日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出いたします。

飯塚指導室長 それでは、江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

資料１を御覧ください。資料１の２、改正の概要を御覧ください。改正内容としましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正が２月１３日にあり、人事委員会における任命権者が職員の給与の減額を免除することができる基準が改正されたことに伴う改正になります。

具体的には、同法律４４条の３第１項及び第２項で、都道府県知事が当該感染症の潜伏期間及び当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間において、当該者の体温、その他の健康状態の報告を求め、または当該者の居宅もしくはこれに該当する場所から外出しないことの協力を求めることができると定められたため、基準の改正を行い、給与の減額を免除することができる旨改正するものであります。

なお、この規則による改正後の規定は、令和３年２月１３日に遡って適用いたします。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第１について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。報告事項１ 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 私から新型コロナウイルス感染症の対応について、御報告申し上げます。資料の2を御覧ください。

資料の表は、コロナウイルス感染拡大の影響により、学校・園での臨時休業、再開や宿泊行事の中止等について時系列で示したものでございます。

3ページをお開き願います。上段を御覧いただきたいと思います。3ページ上段、こちらは、今回は国が4月12日から5月11日まで、東京都においては23区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市を対象区域として、まん延防止等重点措置を適用したことに伴い、東京都教育委員会からの通知を受けて、4月12日に区立学校等の運営について、第23報の通知をいたしましたので、その記載の追加を行ってございます。

恐れ入ります。4ページを御覧願います。こちらが23報でございますが、1の学校（園）の運営については、感染症対策を徹底しながら、運営を継続することとし、2の学習活動及び学校行事等については、（3）で、学校公開は保護者のみを対象とし、オンラインでの開催とすること。実施日数については、3日を満たさなくても可とするとしております。

保護者会については、（4）で、オンラインの開催など、実施方法を工夫することとしております。

また、（5）で、校外の活動については、区内までの範囲とし、それ以外の活動は延期または中止といたしました。

その他の学校行事の実施につきましては、（6）で感染症対策を十分に講じた上で実施し、公開する場合は保護者のみとしております。

3の部活動につきましては、実施内容、方法を工夫しながら活動を計画することとし、詳細については別途通知することとしてしております。

次ページの4のきッズクラブについては、感染症対策を徹底しながら、通常どおり運営するとし、5の区立幼稚園における預かり保育につきましても、感染症対策を徹底しながら、通常どおり運営することとしております。

なお、にこにこたいむにつきましては、補食はなしとしております。

6のその他では、学校施設については、4月12日からまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間、使用時間は午後8時までとし、教職員の健康管理の徹底については、（3）で歓送迎会等の大人数の会食は控える旨を記載してございます。

次に6ページを御覧願います。まん延防止等重点措置の実施に伴う区の対応について、4月9日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されました。

1の国及び都の状況、2の本区の状況につきましては、記載のとおりでございます。

3で、まん延防止等重点措置の実施に伴う全般的な方針が記載されておりますが、国や都の方針に準じ、感染拡大を抑制するため、不要不急の外出の自粛など、必要な措置を講じることとしてございます。

7ページを御覧願います。区としての主な措置事項でございますが、4月12日から5月11日のまん延防止等重点措置の適用の間は、20時以降の施設利用を自粛するとし、イベント、会議、学校、保育園、図書館などの各貸出し、運営及び区民への呼びかけにつきましては、(2)から(10)の記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。4月22日現在の学校、園、きつずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況でございますが、記載のとおり、これまで小学校27校、中学校14校、きつずクラブ8室。感染者数は、児童生徒43人、教職員等37人となっており、発生した各校では濃厚接触者を特定した後、一定期間の休業や休室、学校閉鎖、濃厚接触者の自宅待機等の措置を講じてございます。

今後、緊急事態宣言が出された場合も、国、都の動向や、区のコロナ対策本部の方針、東京都教育委員会の通知や他の自治体の対応などを十分踏まえて、引き続きコロナ対策を講じながら、学校運営を図ってまいりたいと考えてございます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和3年4月7日現在の児童・生徒数についてを説明願います。

大 町 学 務 課 長 それでは、資料3をお願いいたします。左側の大きな表が小学校、右上が中学校、右下に幼稚園、さらに表の一番下には義務教育学校について、それぞれ本年4月7日現在の児童・生徒、園児数と学級数を記載しております。

まず、左の小学校について、一番下の合計欄を御覧ください。全ての学年の合計で、児童数は2万4,461人、学級数は807学級となっております。続いて右側、中学校の合計は、生徒数が8,102人、253学級でございます。そして、一番下の義務教育学校を御覧いただきたいのですが、有明西学園は、前期課程が931人、27学級、後期課程が225人、7学級、合計で1,156人、34学級となっております。

これらの、昨年の同日現在との比較ですが、小学校及び義務教育学校前期課程の合計は311人、7学級の増となっております。また、中学校及び義務教育学校後期課程は285人、5学級の増となりました。

次に、学級編制について、小学校及び義務教育学校の1・2年生は3

5人学級となりますが、このうち2年生につきましては、これまでは東京都の加配措置であったところ、今般の法律の改正により、令和3年度より1学級当たりの定員が35人となったものでございます。今後は段階的に定員を引き上げ、令和7年度には全ての学年が35人学級となる予定でございます。

また、中学校1年生及び義務教育学校7年生については、東京都の加配措置により、35人学級またはチームティーチング、もしくは少人数指導を選択できることとなっております。今年度加配対象になった学校は9校で、3校が35人学級、6校がチームティーチングを選択した上で、チームティーチングを選択した6校のうち1校については、少人数指導も併せて選択をしているところでございます。

最後に、右下の表ですが、幼稚園の合計は、園児数が1,065人、49学級で、昨年度との比較で159人、9学級の減となっております。

児童・生徒数についての報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

報告事項3 令和3年度新1・7年生の学校選択結果についてを説明願います。

大 町 学 務 課 長 続いて、資料4をお願いいたします。表面の1ページが小学校及び義務教育学校前期課程、裏面の2ページが中学校及び義務教育学校後期課程の令和3年度学校選択結果となっております。

初めに1ページ目のほうで表の左側の記号について説明をさせていただきます。◎がついている学校につきましては、学校選択希望者が受入れ可能人数を上回ったために、抽せんを実施した学校です。小学校等で22校、中学校等についても22校で抽せんを行ったところです。

また、黒いひし形がついている学校がございます。これらはマンション急増等による収容対策上の理由から、兄・姉が在学中か、通学区域内に転居が確実な場合以外は、原則として学校選択希望を受け付けしない学校で、小学校8校が該当をしております。

それでは、表の見方について、1ページ目の上から2番目の深川小を例に取って御説明をいたします。表の左側から、まず、「令和2年11月24日現在区域内対象数」は、入学前年の11月に深川小の通学区域内に対象となる児童が67名いたことを示しており、その隣の「令和3年4月7日現在入学者数」は、実際に、この春、深川小に入学した人数が59人であったことを示しております。この59名のうち、深川小の通学区域内からの入学者数は52名、通学区域外からの入学者は7名となっております。

そして、その通学区域外からの入学者7名の内訳として、学校選択が7名、指定校変更、区域外就学がそれぞれ0名となっております。

また、最終的に学校選択の希望がかなわず、指定校へ入学となった人数を補欠残人数の欄に表示しておりますが、深川小の場合は0名となっております。

なお、右側に参考とある別表は、深川小の通学区域から他の区立学校へ入学した児童数を表しています。内訳は、学校選択が9名、指定校変更が0名となっております。

小学校及び義務教育学校前期課程46校の合計ですが、一番下の合計欄のとおり、通学区域内からの入学者は3,774名、通学区域外からの入学者は648名、そのうち学校選択は627名、指定校変更が9名、区域外就学が12名となっており、補欠残は51名となっております。

この結果、欄外の右下に記載しておりますが、令和3年度の学校選択児童の割合は14.2%となっております。これは学校選択者数の627名を入学者数の4,422人で除した数値ですが、これについては、小学校は年々低減傾向にあります。

続いて2ページを御覧ください。中学校及び義務教育学校後期課程24校でございます。合計欄のとおり、通学区域内からの入学者が2,134名、通学区域外からの入学者675名、そのうち学校選択が662名、指定校変更が7名、区域外就学が6名となっており、補欠残は74名でございます。

欄外の学校選択生徒の割合は、令和3年度は23.6%で、例年30%前後で推移していたものが今回は大きく減少いたしました。これは新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、公共交通機関での通学を避けようとする意識が働いたのではないかとというふうに分析をしております。

学校選択結果についての御説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和3年度教員の異動状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和3年度教員の異動状況について御報告いたします。資料5を御覧ください。

1の一般教員の欄を御覧ください。上段から区内での転出入、区外からの転入、区外への転出、新規採用、退職となっております。区内での異動者数は、幼小中義務合わせて36名で、昨年と比べ5名の減少。区外からの転入者数は、小中義務合わせて158名で、昨年と比べ19名の減少となっております。区外への転出者数は、小中義務合わせて165

名で、昨年と比べ3名の増加となっております。区外からの転入者は昨年より減少しております。これは、今年度退職者が昨年度に比べ20人減少したことに伴うものです。したがって、区内の教員数についてはほぼ横ばいになっています。

区外から転入された教員にも、本区の教育について早く理解していただき、力を発揮していただきたいと考えており、こうとう学びスタンダードの指導資料を区外から転入した全教員に配付しており、理解を深めていただいております。

また、近年、異動直後の教員が服務事故を起こすケースも増えておりますので、管理職には、教職員の状況をしっかりと把握し、適切な早期対応を取るよう指導しております。

2の管理職の異動につきましては、3月の委員会で御報告したとおりでございます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和3年度江東区教育委員会研究協力校（園）等についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 令和3年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について御報告いたします。資料6を御覧ください。

まず、1は江東区教育委員会研究指定の研究校でございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、江東区教育委員会研究指定の研究発表は中止といたしました。よって、今年度の指定校は昨年度同じ学校・園となります。

（1）は令和元年、2年、3年度の研究協力校（園）で、今年度研究発表会を行います。発表会の記載はございませんが、第三砂町小学校、10月22日金曜日、深川第七中学校、12月21日火曜日、大島幼稚園、11月24日水曜日、第五砂町小学校、2月9日水曜日となっております。

（2）は、今年度より新たに研究協力校（園）として決定した学校・園です。令和4年度に研究発表を行います。

（3）は、小中連携教育の成果をさらに発展させることを目指し、開校した有明西学園を研究開発校に位置づけています。

（4）は、心の教育を積極的に進める研究校です。いじめや不登校、心の問題の解決に向けては、学校がチームとして指導力を高めていくことが重要であります。そこで、それぞれの学校の課題に基づき、心の教育の一層の推進を図っていくことを目指して研究をしております。

2 ページを御覧ください。（５）は、江東区として取組を推進すべき教育課題について研究を進める教育課題研究校（園）です。新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実を図るため、英語教育の充実、また、就学前教育スタンダードを推進するため、就学前教育スタンダードと小学校・義務教育学校前期課程の接続を意識した保育の推進を取り入れております。

（３）の研究開発校、（４）の心の教育推進校と（５）の教育課題研究校は、文書発表と本年度末の研究主任研修会での口頭発表を行い、成果を全校・園に周知してまいります。本日、委員の先生方には参考資料として昨年度の口頭発表を行った際の資料を冊子にまとめたものをお配りさせていただきました。

（６）は、今年度より配付されました１人１台端末を活用したGIGAスクール構想の推進を目指した取組です。区内全小中・義務教育学校を指定し、計画、実践、振り返りに取り組み、GIGAスクール構想の推進を目指してまいります。

（７）以降は、東京都教育委員会の研究指定校です。（７）（８）は人権尊重教育推進校で、今年度、辰巳中学校が１月２１日金曜日に研究発表を行います。平久小学校は今年度新たに指定を受けました。

（９）は、コーディネーショントレーニング実践研究校です。コーディネーショントレーニングとは、運動の巧緻性、いわゆる動きの巧みさを向上させるトレーニングの一種であります。筋力トレーニングのような特定の筋力向上を目指すものではなく、脳科学や運動生理学の観点から、運動欲求や巧緻性、運動刺激を与えるようなトレーニングを学習の中に取り入れ、心身の発達、発育を図っていくものです。第六砂町小学校は初めての指定となります。これらの研究指定校等の取組の成果を各校に広げていくとともに、本区の教育の充実に生かしてまいります。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

今回、コロナ禍ということもありますので、昨年も発表ができなかったということで、１年延長という形でやっております。本年度もコロナの状況を見ながら、オンラインを活用したりとか、発表の仕方でも少し工夫しながら進めていく形になると思いますので、また教育委員の先生にも現場を見ていただいて、御意見をいただければと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項６ 令和２年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、江東区立中学校生徒進路状況について御報告いたします。
資料７を御覧ください。

3月の委員会では、令和3年3月18日現在の進路状況について報告いたしました。今回は令和3年4月9日現在の区立中学校卒業生徒の進路状況についての御報告でございます。

まず、卒業生徒数ですが、男子1,348人、女子1,226人、計2,574人で、前回の報告より1名増えております。これは卒業に合わせて学校に籍を戻した生徒がいるからであります。

まず、進路決定者であります。進路決定者は2,556人で、前回の報告2,548人より8名増えており、在籍者数の99.3%となっております。これは昨年度より0.4ポイント減となっております。

進路の内訳としては、都立高校の進学率は51.5%で、前年度より0.2ポイントの増であります。国立、私立、都外への進学率は46.7%で、こちらは前年度より0.9ポイントの減となっております。

次に、未決定者についてであります。未決定者数は18名で、在籍者数の0.7%となっております。こちらは前年度より0.4ポイント増となっております。3月の報告では進路未決定者数は25名でございましたので、7名の減少となっております。進学希望の8名のうち3名は4月中に受験予定となっており、残り5名は今後も進路指導を継続して行ってまいります。

なお、令和元年度、令和2年3月に卒業した卒業生の5月1日時点での在家庭者数は14名となっておりますが、そのうち3名は今年度、日本国内の高等学校等へ進学が決まりました。また、4名は留学等で海外に転出いたしましたので、御報告いたします。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

継続的にまた見ていきますので、そのことについてももしっかり報告をしていきたいと思っております。

それでは、以上で報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 「江東区SNS教育相談2020」の実施結果についてを説明願います。

守屋教育支援課長 私からは、「江東区SNS教育相談2020」の実施結果につきまして御説明申し上げます。資料8を御覧ください。

初めに、本事業の目的ですが、1にございますとおり、様々な悩みを抱えながらも誰にも相談できない生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止する、こちらを目的としてございます。

次に、事業の概要についてですが、2に記載がございますとおり、対象を区立、区内の中学校、義務教育学校後期課程の生徒、約8,000名を対象としてございます。

実施期間ですが、令和2年4月13日から令和3年3月31日まで、こちらは毎週月曜日に実施をさせていただきました。また、夏季休業中の後半となります令和2年8月17日から令和2年8月31日までは毎日実施をさせていただきました。また、この相談の開設時間につきましては、深夜帯にならないよう、午後5時から午後9時までとさせていただいております。

実施結果につきましては、3にございますとおり、このSNS教育相談に登録した生徒の数が188名となっており、こちらですが、中学校在籍者の約2.35%から登録があったというような計算になってございます。一昨年度、令和元年度は約1%台だったということでございますので、登録者の割合は増加してございます。

また、取組内容と成果でございます。こちらには、4に記載がございしますが、QRコードつきの案内カードを年3回、生徒へ配付いたしました。大変見にくくて恐縮でございますが、私が今手元に持っているこういった名刺サイズのカード、こちらを全ての先生に配付してございます。また、ほかにもチラシを配付する、校内掲示をする、一斉メールなどによって、この相談があることを伝えてございます。

また、相談者の中には複数回相談をしてくるいわゆるリピーターが多く、中でも一番多い生徒は40日、こちら延べ40日程度相談が続いた、そういった生徒もおりました。継続的相談を行うことによりまして、より深く生徒の悩み、そういうものに寄り添うことができたと振り返ってございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、特に臨時休業期間中の相談件数が多かった、そのような傾向がございまして、SNSの特性といたしまして、対面せずとも自宅から匿名で自分の気持ちを素直に話すことができる、そういった点において、この相談窓口の有用性が発揮できたのではないかと、そのように分析してございます。

最後に、その他とありますが、今年度につきましても、昨年度と同様に通年で相談窓口を開設しております。参考までに、既に40件以上の登録がございまして、実際に新年度ならではの相談が寄せられ、それに対応させていただいております。

御報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本報告について質疑願います。

眞 貝 委 員 実際にこの相談において、救済に至ったというような、そういう事例はあるのでしょうか。

本 多 教 育 長 実際に何かこの相談を通じて救済に転じられたものがあるか。

守屋教育支援課長 中身について詳細は控えさせていただきますが、実際に相談機関につながったケースもございます。そういった意味では、事が大きくなる前に関係機関と連携していくというような意義がある取組ではないかと、そのように振り返ってございます。以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

進 藤 委 員 さっき相談件数が増えたということなんですけれども、昨年と比べてどのぐらいの増減があったのか、教えていただきたいと思います。それとまた、相談窓口のここに書いてある有効性が発揮されたと、非常にいい御報告なんですけれども、相談件数の増減というのは分かるでしょうか。

本 多 教 育 長 前年度と比較してということですね。相談件数の増減についてお願いします。

守屋教育支援課長 昨年度の相談件数ですが、こちら、特に臨時休業期間中に増加したというところで報告を受けているところでございます。

また、そもそものSNS相談への登録者数、こちらが前年度に比べて件数が増えているというところでございますので、さらに活用いただければと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

本 田 委 員 登録者数が2.35%に増えたということなんですけど、まず、この数字はもっと高めたいと思っているのか、そして、今の数字は高いとか低いのかというと、どういうふうにお考えなのか。

そしてもう一つ、どういう方が相談に乗ってくれているのか。例えば年代とか性別とか、そういう比率。それと、それを実際の相談するコードもたちは把握して連絡を取ってきているのか、そのあたり教えていただけますか。

守屋教育支援課長 今、幾つかお話しいただきましたけれども、例えば、相談の内容でしょうか。

本 田 委 員 相談に乗ってくれている、回答してくれる人。

本 多 教 育 長 どういう方なのかとか、比率だったりとか、性別だったりとか、そういった。

守屋教育支援課長 回答する者は、業者に委託をしてございますけれども、心理の専門家、そういった方々に対応していただいております。大体30代、40代のそういった心理や相談の専門家の方という形になってございます。

本 多 教 育 長 いいですか。回答者ということで今の合っていますか。大丈夫ですか。

本 田 委 員 はい。それでは、そのカードかお手紙か何かに書いてあるんですけど。

守屋教育支援課長 こちら、専門の者が担当するということでございます。また、プライバシーは守られるということの記載がございます。

本 多 教 育 長 特に相談者のことについての詳細は伝えていないということですよ。

守屋教育支援課長 はい。例えばAさんが対応しますとかBさんが対応しますとか、そういったことは書いてございません。こちらのカードからたどっていきますと相談窓口が担当するということの記載がございます。

本 田 委 員 固定されることもないということなんですね。

守屋教育支援課長 固定はございません。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 いいですか。こどもたちが相談しやすいように誘導というか、するためには、結局、大人、あまり年が離れている人には正直な話ができにくいんですよ。いくらLINEであっても。それで、若めの方が例えばいるよとか、大学生とかだと話しやすいとかってあると思うんですけども、そういうところを何かもうちょっとすると、もしかしたらこの登録者数とかも高まるのかなというふうに感じたので、御質問しました。

守屋教育支援課長 こちらの相談を受ける側の者なんですけど、友達的に寄り添うという観点も大事かとは思いますが、そこに的確な判断、これは緊急を要するケースなのか、それともちょっとした悩みで、ほぐせば解決するケースなのか、そういったところは一定の経験則も必要となつてまいりますので、今申し上げたとおり、30代、40代程度の相談窓口の担当の者が多くなっております。

あと、冒頭で、この相談件数であるとか、もしくは登録の数の割合等についてなんですけれども、私どもも難しいところだなと思っております。保護者の方がそもそもスマートフォンやタブレット等の情報端末

をどの程度自由に子どもたちに使えるようにしているのかどうなのか。

また、悩みがあれば、なるべく受けたいなという気持ちはあるんですが、相談件数が少ないことが果たしていいことなのか、多くなればなるほどいいのか、ここも大変難しいところです。多ければいいということもないですし、かといって、本当は伝えたいんだけど、伝えられないというお子さんがあるとするならば、それはぜひ救ってあげたいというところで、件数ではなくて、真に相談をしたいお子さんをできるだけ救っていききたい。そんな気持ちでPR活動が続けていききたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。今、貴重な御意見いただいたので、反映できるところは反映していききたいというふうに思います。所管課のほうで、そこも含めて検討できればと思います。

また、さっきのパーセントについては、一般的なこういった相談のパーセントの登録率というのはかなり低くて、それと比べると、今回のこのSNSの相談の登録、さっきの2.35とありましたけど、その数字については高いというふうな理解です。

確かに今、課長からもありましたけど、相談件数が多いからいいかという問題ではなかなか難しいところがあるので、今、本田委員からもありましたけれども、より多くの、要するに相談したくなるようなきっかけづくりとか、そういったことについては検討する余地があるだろうと思います。所管課からもそこは検討していただきたいなと思います。

本 田 委 員 せっかくなので、端末に入れる、ボタンを押したらすぐつながるとか、ほかの無駄なLINEじゃなくて、それができるようになるといいのかなと思います。

本 多 教 育 長 何かその辺の、GIGAとの接続みたいなのはありますか。

大 町 学 務 課 長 貴重な御意見をいただきました。ただ、現状、子どもたちに配付するクロームブックについては、SNSへの投稿ができないというか、接続できない設定となっておりますので、そうしたものについて、それだけを解除できるような方法ができるかどうかということも含めて、検討する必要があるかなというふうに考えております。一般的なSNSについては、やはり使用を制限したほうがいいという判断に基づき、接続ができないようになっております。LINEも含めてということでございます。

本 田 委 員 ありがとうございます。すいません、長くなりました。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。これは1つの手段という形で進めていますけれども、当然、学校は子どもたち一人一人に寄り添っていくというのはどの場面でも大事なことになるので、GIGAも使ってということも、1人1台端末を使って何かできるかということも1つの今後の検討材料としては大事なものかなと思いますので、子どもたちの悩みにより多面的に、多角的に迫るような施策展開が必要になると思いますので、今後検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8 令和2年度就学相談の状況についてを説明願います。

守屋教育支援課長 私からは、令和2年度就学相談の状況について御説明申し上げます。資料9を御覧ください。

まず、表の1の取扱い総件数について御報告申し上げます。こちら最上段の数字で、324件、こちらが記載されておりますが、こちらは実際の就学につながった件数となっております。その右隣に丸括弧内に358という数字がございますが、こちらは令和元年度の数字を参考に記載させていただいております。なお、こちら以下、丸括弧内の数字は全て令和元年度の参考数字ということでよろしく願いいたします。

こちら、その下に、就学支援委員会取扱いの279件、こちらに関しましては、年間のスケジュールにのっとって対応したケースの数を意味しております。例年7月頃から3月頃まで計24回程度、就学支援の委員会を開催しております。

その右隣に事務局扱いとございますが、例えば、転学の対応、また施設入所など、この定例の就学支援委員会ではない扱いということで、事務局で対応させていただいたケースが合計45件ございました。

その右側に継続相談ございますけれども、こちらは文字どおり、今後に向けて相談を継続している、または発達検査のみなどを行った値となっております。これら全てを合計いたしますと、昨年度対応した件数は446件となりました。

なお、総数につきまして、丸括弧内の令和元年度の数字から43件減少しておりますが、小学校仲よし学級の6年生が前年度から約半分の数、半減した、そういったことが件数が減った主な要因ではないかと分析しておるところでございます。

次に、小学校、中学校ごとの内訳について御説明申し上げます。数字の2がございますが、小学校就学先等一覧でございます。こちら、縦軸にある数字は就学支援委員会の判断結果の人数をお示ししてございます。左上から右下に向けて網かけになっている部分の人数が、就学相談による判断の結果と実際の就学先が一致した件数のラインとなっております。

す。例えば、この表の左上のほうに27名という数字が、網掛けではないところにありますけれども、こちらは就学相談では、知的の特別支援学級と判断されたお子様のうち、27名が通常の学級に就学したということにさせていただきます。そのほかは区外へ転居したケースなどがございます。

なお、ここの表、一番右のほうに行きますと、情緒というような数を書いてございます。こちらに関しましては、通常の学級に入学したお子さんの中で、特別支援教室で指導を受けたほうがいいのではないかと、そのように判断された人数となっております。

こちら、2の表の左下のところに235、その下に2件継続とございます。小学校全体の就学相談の数、237件ありましたが、この2件につきましては継続となっております。これは他県から年度末ぎりぎりに転入を受け付けたケースということでございまして、どの学校にも在籍していないといったことではありませんで、参考までにお伝え申し上げます。

次に、3の中学校の就学先一覧でございまして。表の見方は小学校と同様でございまして。こちらにつきましては、この表でいきますと、左上のところ、2という数字であります。こちらは委員会のほうでは特別支援学級の知的が相当ではないかとなったところ、実際には通常の学級に進学した者が2名おるといったような状況でございまして。

御報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本報告について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項9（仮称）江東区こどもプラザ、（仮称）江東区住吉子ども家庭支援センター及び（仮称）こどもプラザ図書館の指定管理者の選定手続きについてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料10、（仮称）江東区こどもプラザ、（仮称）江東区住吉子ども家庭支援センター及び（仮称）こどもプラザ図書館の指定管理者の選定手続きについてを御覧ください。

同施設につきましては、令和4年5月の開設を予定しており、今般4月16日に開催された第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会において、指定管理者の選定手続きについて了承されたため、今回、選定の手続きを実施するものでございます。

同施設につきましては、資料の1、施設の名称・施設所在地に記載の3施設の複合施設であります。このうち、最下段の（仮称）こどもプラザ図書館について、教育委員会事務局所管の施設となっております。

次に2、指定期間につきましては、令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月としております。

3、選定方法につきましては、公募による選定としております。

また、4、今後の日程につきましては、本年8月に指定管理者候補者を決定し、10月の第3回区議会定例会で指定議決をいただくことができましたら、来年4月までに協定書を締結し、5月より運営開始という流れを予定してございます。

最後に、5、その他についてですが、同施設につきましては、3施設の複合施設であることから、優れた事業連携や施設全体の円滑かつ効率的な管理運営を図るため、同一の指定管理者を選出する予定でございます。

本件に関する報告は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。協議事項1 江東区立学校感染症予防ガイドラインについては、関係諸機関への周知等の関係で、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、協議事項1は秘密会といたします。

それでは、協議事項1 江東区立学校感染症予防ガイドラインについてを議題といたします。本件について、事務局より説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて説明いたします。資料11-1を御覧ください。これは本ガイドラインの概要となっております。これまで設定してきた内容を見直し、令和3年度第1版として改訂しました。

次に、資料11-2、1ページを御覧ください。本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校の新しい生活様式の実現を目指す基本的な内容を記載しております。

それでは、主な改訂内容を御説明いたします。まず、学校運営についてですけれども、5ページをお開きください。5ページの（4）、校（園）内環境についてです。手指衛生を保てる環境を整備することや、教室の適切な環境維持に努めることについて追記しました。

次に8ページを御覧ください。8ページ、感染症対策に留意した各教科等の指導については、各教科等共通の内容として、飛沫感染の可能性が高い活動は可能な限り感染症対策を行った上で、密集・密接を避け、リスクの低い活動から実施する等を追記しました。

次に10ページを御覧ください。10ページの学校行事等については、各行事の実施について、各学校の教育目標等の実現を図ることを基本と

して、実施方法や内容を十分に検討し、実施することを追記しました。

次に11ページ、オンライン学習については、各学校において確実に実施できるよう備えることを追記しました。

次に12ページをお開きください。12ページの学校給食については、アの献立作成・喫食形態等について追記しました。

次に14ページお開きください。部活動については、恐れ入ります、もう一枚おめくりいただき、最後の部分です。16ページの上段にあります「変更がある場合は、別途通知する」と追記しております。

患者等発生時対応編については、22ページをお開きください。22ページ、対応区分の2、患者疑いや区分4、未確定者についての該当要件や、23ページ、学校業務について追記をしています。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑を願います。いかがでしょうか。

鈴 木 委 員 10ページの学校行事についての部分の、移動教室や修学旅行は、夏季休業日明け以降に感染対策を徹底した上で実施するというふうに書かれております。昨年も実施予定でしたが、8月の1日ぐらいだと思ったんですけども、中止という決定をして、それぞれに通知して、それに代わるものを各学校で考えてくださいみたいな対応だったと思うんですが、やっぱり予約をしたりしていますから、今後のことは分かりませんが、万が一、昨年と同じような状況で、なかなか修学旅行の移動はできないという判断になる場合は、大体いつ頃そういうふうな判断をして、どのような形でというか、児童生徒に事前に何か、こういうこともあるよというような、そういうふうな心の準備といいますか、何かそういうふうな対応をするのかどうか、お聞きしたいんですけど。

飯 塚 指 導 室 長 今、委員からいただいたことですが、今のガイドラインではこのように書かれていまして、実際、各小中学校の宿泊行事については、2学期、夏休み明けに実施するように一律なっております。今後の感染症拡大状況を見極めまして、その予想から、できるだけ早い時期にその状況については決定し、児童生徒に、また保護者には周知をしたいと考えております。

以上です。

鈴 木 委 員 移動教室についても、日程を内々決めて通知してあるんでしょうか。それとも、これからなんでしょうか。

大 町 学 務 課 長 小学校6年生の移動教室、中学校2年生の移動教室につきましては、既にガイドラインに沿って、夏季休業日明けということで、日程のほう

は既に組んでおります。

鈴木委員 学校ごとに日にちはもう決まっている。

大町学務課長 はい、おっしゃるとおりで、日にちのほうは全て決まっております。

本多教育長 現状、現段階ではという形で判断をこの状況でさせていただいておりますので、今、鈴木委員からもありましたけれども、状況によって、また教育委員会の中で判断をしなければいけないということが出てくると思います。中には、修学旅行は各学校が業者との契約ということでもありますので、キャンセル料が発生する時期というのがありますので、適切な時期に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会規規則で、非開示とすることになっておりますけれども、関係諸機関への周知後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和3年第4回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。